

現況証明の対象とする範囲

- ア：農地法第4条、第5条の許可を受け、かつ転用目的に従って転用された土地
(建築物については8割程度（内装が完了）完成していること)
- イ：農地法第4条第1項ただし書き又は同法第5条第1項ただし書きに該当し許可を要しない事案で転用された土地
- ウ：農地法第4条第5項及び同法第5条第4項に基づく国又は県との協議が成立し、かつ転用目的に従って転用された土地
- エ：農地法が適用された日（昭和47年5月15日）の前から建物又は工作物等の用に供されていた土地(建物または工作物の建築年月日が公的証明で確認できる場合に限る：資産証明または登記簿謄本等)

証明願、添付書類

- 1, 現況証明願（様式第1号）・・・・・・・・・・2部提出

注：変更後の地目欄は記入しないこと

3, 添付書類

- (1) 土地の登記事項証明書（全部事項証明書に限る、登記所発行）
- (2) 公図（登記所発行）
- (3) 付近見取り図（ゼンリン住宅地図等）
- (4) 農地転用許可済みの場合は許可書の写し
- (5) 代理申請の場合は土地所有者からの委任状
- (6) その他、農地でなくなった事由を証明する資料または現況写真等

※ 添付書類はA4判左綴じ、A4判白紙に貼り付けて提出してください。

※ 申請書受理後、現場確認を行い1週間～2週間内に証明を発行します。